

十九 繰延資産の償却期間

改 正 後				改 正 前			
(繰延資産の償却期間)				(繰延資産の償却期間)			
7 - 2 - 3 令第14条第1項第6号.....				7 - 2 - 3 令第14条第1項第8号.....			
該当条項	種 類	細 目	償却期間	該当条項	種 類	細 目	償却期間
令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 六 号イ	(1)	令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 八 号イ	(1)
		(2)			(2)
	(1)	イ	令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 八 号ロ	(1)	イ
		(2)			(2)
令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 六 号ロ	(1)	令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 八 号ロ	(1)
		(2)			(2)
		(3)			(3)
令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 六 号ハ	令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 八 号ハ
令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 六 号ニ	令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 八 号ニ
令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 六 号ホ	令 第 一 十 四 条 第 一 項 第 八 号ホ
	
	
	
(注) 1				(注) 1			

改 正 後	改 正 前
2	2

二十 償却費の計算

改 正 後	改 正 前
(分割払の繰延資産) 7 - 3 - 3 <u>令第 14 条第 1 項第 6 号</u> (支出する費用の額が 20 万円未満であるかどうかの判定) 7 - 3 - 8 <u>令第 14 条第 1 項第 6 号イ</u>	(分割払の繰延資産) 7 - 3 - 3 <u>令第 14 条第 1 項第 8 号</u> (支出する費用の額が 20 万円未満であるかどうかの判定) 7 - 3 - 8 <u>令第 14 条第 1 項第 8 号イ</u>

二十一 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
(上場有価証券等以外の株式の価額) 8 - 1 - 23 (1) (2) <u>金融商品取引所</u> <u>金融商品取引所</u> (3) (4)	(上場有価証券等以外の株式の価額) 8 - 1 - 23 (1) (2) <u>証券取引所</u> <u>証券取引所</u> (3) (4)

<p>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</p> <p>8 - 1 - 24</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>金融商品取引所</u>.....</p> <p>(3)</p>	<p>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</p> <p>8 - 1 - 24</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>証券取引所</u>.....</p> <p>(3)</p>
---	---

二十二 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(継続的に供与される経済的利益の意義)</p> <p>8 - 2 - 10 <u>令第 69 条第 1 項第 2 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(定期同額給与の意義)</p> <p>8 - 2 - 11</p> <p>(注) <u>非常勤役員に対し所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する年俸又は期間俸等の給与のうち、次に掲げるものは、法第 34 条第 1 項第 2 号(事前確定届出給与)に規定する給与に該当する。</u></p> <p>(1) <u>同族会社に該当しない連結法人が支給する給与</u></p> <p>(2) <u>同族会社が支給する給与で令第 69 条第 2 項(事前確定届出給与の届出)に定めるところに従って納税地の所轄税務署長に届出をしているもの</u></p>	<p>(継続的に供与される経済的利益の意義)</p> <p>8 - 2 - 10 <u>令第 69 条第 1 項第 3 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(定期同額給与の意義)</p> <p>8 - 2 - 11</p> <p>(注) <u>当該非常勤役員に対する年俸又は期間俸等の給与につき令第 69 条第 2 項(事前確定届出給与の届出)に定めるところに従って納税地の所轄税務署長に届出をしている場合には、当該給与は法第 34 条第 1 項第 2 号(事前確定届出給与)に規定する給与に該当する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特別の事情があると認められる場合)</u></p> <p><u>8 - 2 - 11 の 2 令第 69 条第 1 項第 1 号イ(定期同額給与の範囲等)に規定する「3 月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合」とは、例えば、次のような事情により定期給与(法第 34 条第 1 項第 1 号(定期同額給与)に規定する定期給与をいう。)の額の改定が 3 月経過日等(令第 69 条第 1 項第 1 号イに規定する 3 月経過日等をいう。以下 8 - 2 - 11 の 2 において同じ。)後にされる場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 全国組織の協同組合連合会等でその役員が下部組織である協同組合等の役員から構成されるものであるため、当該協同組合等の定時総会の終了後でなければ当該協同組合連合会等の定時総会が開催できないこと</u></p> <p><u>(2) 監督官庁の決算承認を要すること等のため、3 月経過日等後でなければ定時総会が開催できないこと</u></p> <p><u>(3) 連結法人の役員給与の額がその親会社の役員給与の額を参酌して決定されるなどの常況にあるため、当該親会社の定時株主総会の終了後でなければ当該連結法人の役員定期給与の額の改定に係る決議ができないこと</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(職制上の地位の変更等)</u></p> <p><u>8 - 2 - 11 の 3 令第 69 条第 1 項第 1 号ロ(定期同額給与の範囲等)に規定する「役員職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情」とは、例えば、定時株主総会後、次の定時株主総会までの間において社長が退任したことに伴い臨時株主総会の決議により副社長が社長に就任する場合や、合併に伴いその役員の職務の内容が大幅に変更される場合をいう。</u></p> <p><u>(注) 役員職制上の地位とは、定款等の規定又は総会若しくは取締役会の決議等により付与されたものをいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>

(経営の状況の著しい悪化に類する理由)

8 - 2 - 12 令第 69 条第 1 項第 1 号八.....

(職務の執行を開始する日)

8 - 2 - 15 令第 69 条第 2 項第 1 号.....

(利益に関する指標の数値が確定した時期)

8 - 2 - 19 令第 69 条第 10 項.....

(注)

(出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い)

8 - 2 - 45

(1)

(2)

(注) 1 本文の取扱いの適用を受ける給与負担金についての同条第 1 項第 2 号
《事前確定届出給与》に規定する届出は、出向先法人（当該出向先法人が
連結子法人である場合には、当該連結子法人の連結親法人）がその納税地
の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与負担金に係る定め
の内容について行うこととなる。

2

(株式譲渡請求権の意義)

8 - 2 - 59 令第 136 条の 3.....

.....令第 136 条の 3.....

(経営の状況の著しい悪化に類する理由)

8 - 2 - 12 令第 69 条第 1 項第 2 号.....

(職務の執行を開始する日)

8 - 2 - 15 令第 69 条第 2 項.....

(利益に関する指標の数値が確定した時期)

8 - 2 - 19 令第 69 条第 8 項.....

(注)

(出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い)

8 - 2 - 45

(1)

(2)

(注) 1 本文の取扱いの適用を受ける給与負担金について、同条第 1 項第 2 号
《事前確定届出給与》の規定の適用を受ける場合には、出向先法人（当該
出向先法人が連結子法人である場合には、当該連結子法人の連結親法人）
がその納税地の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与負担
金に係る定めの内容に関する届出を行うこととなる。

2

(株式譲渡請求権の意義)

8 - 2 - 59 令第 136 条の 4.....

.....令第 136 条の 4.....

二十三 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(リース取引に係る売掛債権等)</p> <p>10 - 2 - 21 の 2 法第 64 条の 2 第 1 項(リース取引に係る所得の金額の計算)により売買があったものとされたリース取引に係るリース料のうち、当該連結事業年度終了の時に於いて支払期日の到来していないリース料の額の合計額は売掛債権等に該当するものとする。</p>	<p>(新 設)</p>

二十四 連結事業年度の連結欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度に複数の分割型分割を行った場合の欠損金額相当額の損金算入)</p> <p>11 - 1 - 2</p> <p>(1)令第 112 条第 13 項.....</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>	<p>(連結事業年度に複数の分割型分割を行った場合の欠損金額相当額の損金算入)</p> <p>11 - 1 - 2</p> <p>(1)令第 112 条第 12 項.....</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>

二十五 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
<p>(共同で事業を営むための適格合併等の判定)</p> <p>12 - 2 - 2</p> <p>.....「共同で事業を営むための適格合併等」.....</p>	<p>(共同で事業を営むための適格合併等の判定)</p> <p>12 - 2 - 2</p> <p>.....「共同で事業を営むための適格合併、適格分割又は適格現物出資」.....</p>

(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)

12 - 2 - 3
.....令第 123 条の 8 第 2 項第 4 号.....

(特定適格合併等に係る特定資本関係法人が 2 以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)

12 - 2 - 5
.....令第 112 条第 9 項(共同で事業を営むための適格合併等)において読み替えて準用する同条第 7 項に規定する要件.....

(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)

12 - 2 - 3
.....令第 123 条の 8 第 6 項第 3 号.....

(特定適格合併等に係る特定資本関係法人が 2 以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)

12 - 2 - 5
.....令第 123 条の 8 第 4 項(共同で事業を営むための適格合併等)に規定する要件.....

二十六 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(連結納税への加入に伴う時価評価資産に係る時価の意義)	(連結納税への加入に伴う時価評価資産に係る時価の意義)
13 - 2 - 2 (1) (2) (3) (4) (5) イ <u>令第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで</u> ロ <u>同項第 6 号</u> (注)	13 - 2 - 2 (1) (2) (3) (4) (5) イ <u>令第 14 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで</u> ロ <u>同項第 7 号及び第 8 号</u> (注)
(他の連結グループに加入した後に離脱した連結法人の時価評価損益等)	(他の連結グループに加入した後に離脱した連結法人の時価評価損益等)
13 - 2 - 3	13 - 2 - 3

改 正 後	改 正 前
(注) <u>法第 63 条第 3 項</u>	(注) <u>法第 63 条第 2 項</u>
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6

二十七 連結納税への加入等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理

改 正 後	改 正 前
(繰延長期割賦損益額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)	(繰延長期割賦損益額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)
13 - 3 - 1 <u>令第 14 条の 8 第 2 号イ</u>	13 - 3 - 1 <u>令第 14 条の 5 第 2 号イ</u>
(特別勘定の金額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)	(特別勘定の金額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)
13 - 3 - 2 <u>令第 14 条の 8 第 3 号イ</u>	13 - 3 - 2 <u>令第 14 条の 5 第 3 号イ</u>
(他の連結グループへの加入に伴う繰延長期割賦損益額の判定)	(他の連結グループへの加入に伴う繰延長期割賦損益額の判定)
13 - 3 - 3 <u>令第 126 条第 1 項</u>	13 - 3 - 3 <u>令第 125 条の 2 第 1 号</u>

二十八 譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損益調整額の戻入れ事由)</p> <p>14 - 3 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) <u>同号の「譲渡」には、令第 119 条の 11 第 1 項第 2 号から第 5 号まで《有価証券の区分変更等によるみなし譲渡》に掲げる有価証券について、これらの各号に掲げる事実が生じたことにより譲受法人が当該有価証券を譲渡したものとみなされた場合が含まれる。</u></p>	<p>(譲渡損益調整額の戻入れ事由)</p> <p>14 - 3 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) <u>同号の「譲渡」には、次の場合が含まれる。</u></p> <p><u>1 令第 119 条の 11 の表の第 2 号の上欄《有価証券の区分変更によるみなし譲渡》に掲げる満期保有目的等有価証券又は同表の第 3 号の上欄に掲げる其他有価証券について、当該各号の中欄に掲げる事実が生じたことにより譲受法人が当該有価証券を譲渡したものとみなされた場合</u></p> <p><u>2 令第 119 条の 11 の 2 第 1 項《分離適格振替有価証券の元利分離等によるみなし譲渡等》に規定する次の有価証券について、その譲受法人がそれぞれ次の事実該当することになったことにより当該有価証券を譲渡したものとみなされた場合</u></p> <p>(1) <u>分離適格振替有価証券</u> <u>その譲受法人が当該有価証券について同項に規定する元利分離を行ったこと</u></p> <p>(2) <u>分離元本振替有価証券又は分離利息振替有価証券</u> <u>その譲受法人がこれらの有価証券について同条第 2 項に規定する統合を行ったこと</u></p>